

【テーマ】退職金債権の放棄の効力

＜事件の概要＞ 会社は、労働者Aが退職するに際し、「会社に対しいかなる性質の請求権をも有しないことを確認する」との書面に署名を求めた。その理由は、Aの旅費等経費の使用に不正の疑いがあったことから、退職金を放棄させてその損害の一部を補填することになり、Aが当該書面に署名したため、会社は退職金を支給しなかった。これに対し、Aは、退職金を放棄する趣旨で署名したものではないこと、仮に署名により放棄したと認められる場合であっても、それは会社からの強制によるものであること、退職金の放棄は労働基準法24条1項に定める賃金の全額払の原則に反する脱法行為であることを理由として、退職金の支払を求めた。

＜裁判所の判断＞ 本件退職金は、就業規則に基づき会社が支払義務を負う「賃金」に当たるから、労働基準法24条1項に定める全額払の原則が適用される。しかし、同原則は、使用者の一方的な賃金控除を禁止して労働者の経済生活の保護を図ろうとするものであるから、労働者が自由な意思に基づき退職金を放棄した場合には、その放棄は有効である。(シンガー・ソーイング・メシーン事件 最判S48.1.19)

【解説】

- 労働基準法24条1項は「賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。」と規定しており、その趣旨は、使用者の一方的な賃金の控除を禁止し、労働者に賃金の全額を受領させて経済生活の保護を図ろうとするものです。これを「全額払の原則」と呼びます。
- また、退職金は、就業規則等で支給条件があらかじめ明記されており、使用者が当然に支払義務を負うものであれば、労働基準法の適用の対象となる「賃金」(労基法11条)に当たりますので、労働基準法24条の保護の対象となります。
- 本件では、労働者が退職金を放棄したと認められる場合であっても、使用者は全額払の原則に基づき、その支払い義務を負うかが問題となりました。判決は「みずから賃金に該当する本件退職金債権を放棄する旨の意思表示をした場合に、全額払の原則が意思表示の効力を否定する趣旨のものであるとまでは解することはできない。」として、同原則の例外を認め、会社の退職金の支払義務を否定しました。
- もっとも、賃金を放棄する旨の意思表示が有効と認められるために、労働者自らの自由な意思に基づくものであると認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在しなければならないとされました。本件では、Aが西日本総責任者の地位にあったこと、退職後直ちに競合他社への就職が判明していたこと、会社はA及び部下の旅費等経費の使用につき書面上つじつまの合わない点から幾多の疑問があり、この疑惑にかかる損害の一部を補填する趣旨で書面への署名が求められたことが認定され、これらの事情から、Aの自由な意思に基づいて退職金は放棄されたものと認められました。

【ポイント】

- 退職金であっても、就業規則で支給条件があらかじめ明記されており、使用者が当然に支払義務を負うものであれば、使用者の一方的な賃金の控除を禁止し、労働者の経済生活の保護を図ろうとする「賃金の全額払の原則」が適用される。
- 労働者自らが賃金を放棄する意思表示をした場合は、同原則は適用されず、その判断に当たっては、労働者自らの自由な意思に基づくものであると認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在しなければならない。